

## 第3章 介護サービス量等の見込み と基盤整備目標

- 1 要介護認定者数等の見込み
- 2 介護サービス量の見込み
- 3 基盤整備目標
- 4 介護給付費等の推計
- 5 高齢者福祉圏域毎の介護サービス量等の見込み

数値については、各市町村計画の値の積み上げです。  
(H27.1月時点の集計値。最終精査後、若干変更になることも想定されます。)

### 第3章 介護サービス量等の見込みと基盤整備目標

※現在、保険者で精査中のため、今後、数値を変更することがあります。

#### 1 要介護認定者数等の見込み

##### (1) 高齢者人口

保険者の推計（以下同様）によれば、県内の65歳以上人口（介護保険の第1号被保険者数）は、計画期間中（平成27～29年度）には316千人から330千人へと13千人（4.2%）増加し、平成37年度には332千人へと16千人（5.1%）増加する見込みとなっています。

また、このうち75歳以上人口については、計画期間中（平成27～29年度）には156千人から165千人へと10千人（6.1%）増加し、平成37年度には202千人へと46千人（29.8%）増加する見込みとなっており、ともに65歳以上人口の伸率を上回り増加する見込みとなっています。

##### (2) 要介護（要支援）認定者

高齢者の大幅な増加に伴い、要介護（要支援）認定者数は、計画期間中に、58千人から66千人へと8千人増加し、65歳以上人口に占める割合（認定率）は18.1%から19.7%へと増加する見込みとなっています。また、平成37年度には、認定者数は79千人へと21千人増加し、認定率は23.6%に増加する見込みとなっています。

高齢者人口・要介護（要支援）認定者の推計

（単位：人）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計画期間中の伸び		平成37年度	平成37年度までの伸び	
	A	B	C	D	B-A	B/A	E	E-A	E/A
高齢者人口	316,314	323,623	326,605	329,522	13,208	104.2%	332,387	16,073	105.1%
65～74歳	160,547	165,555	165,018	164,254	3,707	102.3%	130,248	▲30,299	81.1%
75歳以上	155,767	158,068	161,587	165,268	9,501	106.1%	202,139	46,372	129.8%
65歳以上認定者数	57,148	59,851	62,343	65,030	7,882	113.8%	78,305	21,157	137.0%
(認定率)	(18.1%)	(18.5%)	(19.1%)	(19.7%)			(23.6%)		
65～74歳	6,012	6,320	6,542	6,849	837	113.9%	5,968	▲44	99.3%
75歳以上	51,136	53,531	55,801	58,181	7,045	113.8%	72,337	21,201	141.5%
40～64歳認定者数	1,271	1,212	1,182	1,173	▲98	92.3%	1,180	▲91	92.8%
認定者数合計	58,419	61,063	63,525	66,203	7,784	113.3%	79,485	21,066	136.1%

※保険者推計値(高齢者人口は、介護保険の第1号被保険者数)

要介護度別の認定者数の推移

（単位：人）

項 目	平成26年度	構成	平成27年度	構成	平成28年度	構成	平成29年度	構成	計画期間中の伸び		平成37年度	構成	平成37年度までの伸び	
	A		B		C		D		B-A	B/A	E		E-A	E/A
認定者数合計	58,419	100.0%	61,063	100.0%	63,525	100.0%	66,203	100.0%	7,784	113.3%	79,485	100.0%	21,066	136.1%
要支援1	5,782	9.9%	6,075	9.9%	6,391	10.1%	6,726	10.2%	944	116.3%	8,016	10.1%	2,234	138.6%
要支援2	6,547	11.2%	6,788	11.1%	6,915	10.9%	7,139	10.8%	592	109.0%	8,348	10.5%	1,801	127.5%
要介護1	11,475	19.6%	12,166	19.9%	12,867	20.3%	13,541	20.5%	2,066	118.0%	16,229	20.4%	4,754	141.4%
要介護2	10,794	18.5%	11,556	18.9%	12,312	19.4%	13,092	19.8%	2,298	121.3%	16,313	20.5%	5,519	161.1%
要介護3	8,949	15.3%	9,350	15.3%	9,718	15.3%	10,106	15.3%	1,157	112.9%	11,968	15.1%	3,019	133.7%
要介護4	7,822	13.4%	8,083	13.2%	8,320	13.1%	8,603	13.0%	781	110.0%	10,333	13.0%	2,511	132.1%
要介護5	7,050	12.1%	7,045	11.5%	7,002	11.0%	6,996	10.6%	▲54	99.2%	8,278	10.4%	1,228	117.4%

※保険者推計値

2 介護サービス量等の見込み

介護サービス量の見込みは、これまでの実績や要介護（支援）認定者数の伸びを踏まえて、保険者で推計したものの合計値です。

(1) 要支援認定者が利用するサービス（介護予防サービス）

介護予防サービス

(単位：回数、日数、人数/年)

サービス種類等		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	B/A	平成30年度	C/A
		A			B		C	
①介護予防訪問介護	人数	26,952	25,908	23,256	11,004	40.8%	0	0.0%
②介護予防訪問入浴介護	回数	23	290	402	522	2289.5%	1,568	6878.9%
③介護予防訪問看護	回数	11,220	13,416	15,458	17,852	159.1%	32,496	289.6%
④介護予防訪問リハビリテーション	回数	9,149	10,555	12,094	14,018	153.2%	24,478	267.5%
⑤介護予防居宅療養管理指導	人数	828	1,116	1,248	1,404	169.6%	1,824	220.3%
⑥介護予防通所介護	人数	58,368	58,140	53,672	28,782	49.3%	0	0.0%
⑦介護予防通所リハビリテーション	人数	13,032	13,464	13,896	14,856	114.0%	15,972	122.6%
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	9,305	10,589	11,699	13,475	144.8%	23,684	254.5%
⑨介護予防短期入所療養介護	日数	1,267	2,545	3,274	4,004	316.0%	8,318	656.4%
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人数	276	468	528	564	204.3%	768	278.3%
⑪介護予防福祉用具貸与	人数	33,252	37,044	40,500	44,496	133.8%	56,904	171.1%
⑫特定介護予防福祉用具販売	人数	1,824	1,980	2,232	2,376	130.3%	2,868	157.2%
⑬住宅改修	人数	2,688	2,952	3,204	3,504	130.4%	4,188	155.8%
⑭介護予防支援	人数	99,672	100,524	101,400	99,456	99.8%	113,100	113.5%

地域密着型介護予防サービス

(単位：回数、人数/年)

サービス種類等		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	B/A	平成30年度	C/A
		A			B		C	
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	1,858	3,425	4,926	6,888	370.8%	17,388	936.0%
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	1,368	1,548	1,788	2,064	150.9%	2,592	189.5%
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	144	132	156	180	125.0%	252	175.0%

(注) 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成29年度末までに介護給付から地域支援事業に移行

(2) 要介護認定者が利用するサービス（介護サービス）

居宅サービス

(単位：回数、日数、人数/年)

サービス種類等		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	B/A	平成37年度	C/A
		A			B		C	
①訪問介護	回数	1,752,062	1,949,965	2,143,375	2,362,970	134.9%	4,038,761	230.5%
②訪問入浴介護	回数	32,876	35,002	36,484	38,468	117.0%	51,590	156.9%
③訪問看護	回数	165,938	181,702	197,198	214,070	129.0%	308,368	185.8%
④訪問リハビリテーション	回数	90,091	104,292	119,249	135,516	150.4%	227,273	252.3%
⑤居宅療養管理指導	人数	17,916	21,516	23,844	25,992	145.1%	34,872	194.6%
⑥通所介護	回数	1,834,331	1,955,047	1,752,089	1,847,417	100.7%	2,350,968	128.2%
⑦通所リハビリテーション	回数	459,719	473,345	481,786	486,280	105.8%	570,012	124.0%
⑧短期入所生活介護	日数	566,243	593,377	617,921	641,273	113.3%	882,118	155.8%
⑨短期入所療養介護	日数	68,791	73,195	77,218	82,604	120.1%	133,214	193.7%
⑩特定施設入居者生活介護	人数	1,740	2,100	2,436	3,132	180.0%	3,864	222.1%
⑪福祉用具貸与	人数	175,284	192,012	207,504	223,368	127.4%	298,284	170.2%
⑫特定福祉用具販売	人数	4,296	5,040	5,772	6,276	146.1%	7,836	182.4%
⑬住宅改修	人数	4,248	4,668	5,040	5,412	127.4%	6,396	150.6%
⑭居宅介護支援	人数	299,520	312,432	326,892	340,380	113.6%	427,788	142.8%

地域密着型サービス

(単位：回数、人数/年)

サービス種類等		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	B/A	平成37年度	C/A
		A			B		C	
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	1,824	2,124	3,216	3,984	218.4%	10,116	554.6%
②夜間対応型訪問介護	人数	108	108	108	120	111.1%	168	155.6%
③認知症対応型通所介護	回数	135,000	146,280	161,345	172,114	127.5%	244,210	180.9%
④小規模多機能型居宅介護	人数	15,804	20,016	22,020	24,420	154.5%	30,216	191.2%
⑤認知症対応型共同生活介護	人数	23,580	25,872	28,476	30,444	129.1%	34,776	147.5%
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	348	皆増	348	皆増
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	4,572	6,300	6,900	8,652	189.2%	12,828	280.6%
⑧看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	156	372	864	皆増	1,680	皆増
⑨地域密着型通所介護	回数	0	0	325,186	342,080	皆増	420,564	皆増

施設・居住系サービスについては、各保険者において、サービス利用傾向、今後の認定者数の推移等を踏まえ、実情に応じて必要な施設整備を見込み、利用者数を推計しています。

施設サービス

(単位：人数/年)

施設種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	B/A	平成37年度	C/A
	A			B		C	
①介護老人福祉施設	63,708	65,484	66,204	67,644	106.2%	70,296	110.3%
②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（再掲）	4,572	6,300	6,900	8,652	189.2%	12,828	280.6%
③介護老人保健施設	52,764	54,372	55,344	56,148	106.4%	57,660	109.3%
④介護療養型医療施設（平成37年度は転換施設）	23,652	23,664	23,772	23,820	100.7%	23,892	101.0%
⑤認知症対応型共同生活介護（再掲）	23,580	25,872	28,476	30,444	129.1%	34,776	147.5%
⑥特定施設入居者生活介護（再掲）	1,740	2,100	2,436	3,132	180.0%	3,864	222.1%

3 基盤整備目標

(1) 施設の整備目標

施設の整備目標は、各保険者が推計した利用者数の見込みを基礎として、高齢者福祉圏域毎の特性に配慮しつつ、在宅サービスとのバランスを取った施設整備を進めます。

①介護保険施設

(単位:床)

施設種類	平成26年度末 整備(見込)数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	整備目標数
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)		29	294	309	632
(整備数累計)	5,921	5,950	6,244	6,553	-
介護老人保健施設		29	20	29	78
(整備数累計)	4,482	4,511	4,531	4,560	-
介護療養型医療施設		0	0	0	
(整備数累計)	1,952	1,952	1,952	1,952	

※特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設には、6期中の介護療養型医療施設からの転換分は含んでいません。

※特別養護老人ホームについて、ユニット型への転換分は含んでいません。

②介護専用居住系サービス施設

(単位:床)

施設種類	平成26年度末 整備数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	整備目標数
認知症高齢者 グループホーム		207	144	144	495
(整備数累計)	2,150	2,357	2,501	2,645	-
介護専用型特定施設(※) (地域密着型含む)		0	30	30	60
(整備数累計)	36	36	66	96	-

(※)有料老人ホーム等で要介護者のみが入居できるもの。

## (2) 個室ユニットケア型施設の整備目標

第6期介護保険事業（支援）計画に係る国の基本指針では、個室・ユニットケア型施設の平成37年度の目標として、以下のような割合が示されています。

ユニット型個室の床数÷介護保険3施設の総床数（個室ユニット割合） $\geq$  50%

（うち特別養護老人ホームは70%）

本県においても、この目標に向け、施設の生活環境の改善を図るため、個室ユニット化を進めることとしますが、本県では建設時期の新しい施設も多いことから、開設年次の状況等を踏まえ、市町村とも連携しながら、既存施設の改修を進めることとします。

### （参考）富山県のユニット型個室の整備状況

施設種類		16年度末	20年度末	23年度末	26年度末 見込
特別養護老人ホーム	床数	4,636床	5,280床	5,530床	5,921床
	うちユニット型個室				
	床数 割合	230床 (5.0%)	1,021床 (19.3%)	1,410床 (25.5%)	2,002床 (33.8%)
介護老人保健施設	床数	3,997床	4,064床	4,267床	4,560床
	うちユニット型個室				
	床数 割合	0床 (0.0%)	0床 (0.0%)	0床 (0.0%)	0床 (0.0%)
介護療養型医療施設	床数	2,773床	2,489床	2,250床	1,952床
	うちユニット型個室				
	床数 割合	0床 (0.0%)	0床 (0.0%)	0床 (0.0%)	0床 (0.0%)
3施設合計	床数	11,406床	11,833床	12,047床	12,433床
	うちユニット型個室				
	床数 割合	230床 (2.0%)	1,021床 (8.6%)	1,410床 (11.7%)	2,002床 (16.1%)

4 介護給付費等の推計

(1) 介護給付費等の推計

計画期間中の各年度の介護給付費の額及び公費負担額、地域支援事業費の額は、以下のとおり推計されています。

介護給付費		(単位:百万円)					
項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度	
1 介護予防サービス費(地域密着型含む)		3,986	4,001	3,918	3,006	2,425	
	(平成26年度比)	-	(100.4%)	(98.3%)	(75.4%)	(60.8%)	
	(構成比)	4.1%	4.0%	3.8%	2.8%	1.9%	
公費負担割合	県	12.5%	498	500	490	376	303
	国	25.0%	997	1,000	980	752	606
	市町村	12.5%	498	500	490	376	303
2 居宅サービス費		39,196	41,029	40,707	42,866	59,038	
	(平成26年度比)	-	(104.7%)	(103.9%)	(109.4%)	(150.6%)	
	(構成比)	40.6%	40.9%	39.1%	39.7%	45.1%	
公費負担割合	県	12.5%	4,900	5,129	5,088	5,358	7,380
	国	25.0%	9,799	10,257	10,177	10,717	14,760
	市町村	12.5%	4,900	5,129	5,088	5,358	7,380
3 地域密着型サービス費		11,578	13,147	17,033	18,798	24,228	
	(平成26年度比)	-	(113.6%)	(147.1%)	(162.4%)	(209.3%)	
	(構成比)	12.0%	13.1%	16.4%	17.4%	18.5%	
公費負担割合	県	12.5%	1,447	1,643	2,129	2,350	3,029
	国	25.0%	2,895	3,287	4,258	4,700	6,057
	市町村	12.5%	1,447	1,643	2,129	2,350	3,029
4 施設サービス費		41,859	42,146	42,402	43,193	45,355	
	(平成26年度比)	-	(100.7%)	(101.3%)	(103.2%)	(108.4%)	
	(構成比)	43.3%	42.0%	40.7%	40.0%	34.6%	
公費負担割合	県	17.5%	7,325	7,376	7,420	7,559	7,937
	国	20.0%	8,372	8,429	8,480	8,639	9,071
	市町村	12.5%	5,232	5,268	5,300	5,399	5,669
給付費合計		96,619	100,323	104,060	107,863	131,046	
	(平成26年度比)	-	(103.8%)	(107.7%)	(111.6%)	(135.6%)	
	(構成比)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
公費負担額	合計	14,170	14,648	15,127	15,643	18,649	
	国	22,063	22,973	23,895	24,808	30,494	
	市町村	12,077	12,540	13,007	13,483	16,381	

※ 特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料等の国費負担対象費用のすべてを含んでいます。

地域支援事業費

(単位:百万円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域支援事業費の合計	2,138	2,651	3,129	4,684	6,582
(平成26年度比)		(124.0%)	(146.4%)	(219.1%)	(307.9%)
総合事業 (平成26年度は介護予防事業)	726	952	1,317	2,687	4,045
公費負担割合					
県	12.5%	91	119	165	336
国	25.0%	182	238	329	672
市町村	12.5%	91	119	165	336
包括的支援事業及び任意事業	1,412	1,699	1,812	1,997	2,537
公費負担割合 (括弧内は平成26年度)					
県	13.5%(19.75%)	279	331	353	389
国	39%(39.5%)	558	663	707	989
市町村	19.5%(19.75%)	279	331	353	495

- 「地域支援事業」は、保険給付以外の事業として、各市町村が、介護予防事業・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業並びに地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進及び生活支援サービスの基盤整備並びに福祉サービスの提供等を実施するものです。



(2) 介護保険料率（年額）一覧

介護保険者別の介護保険料率（年額）一覧

保険料の段階 保険者名	1	2	3	第 段階
	第1段階	第2段階	第3段階	
富山市 基準額に対する割合				
高岡市 基準額に対する割合				
魚津市 基準額に対する割合				
氷見市 基準額に対する割合				
滑川市 基準額に対する割合				
射水市 基準額に対する割合				
中新川広域行政事務組合 基準額に対する割合				
砺波地方介護保険組合 基準額に対する割合				
新川地域介護保険組合 基準額に対する割合				

現在、各保険者において、給付費等の数値の精査とともに、保険料の設定を進めているところです。

○参考：県加重平均保険料額（基準額）：第6期 円/月



## 第4章 計画の推進

- 1 計画推進に向けた役割分担
- 2 計画の普及と進行管理

## 第4章 計画の推進

### 1 計画推進に向けた役割分担

#### (1) 行政の役割

##### ① 市町村（保険者）の役割

###### ア 地域包括ケア体制の構築

市町村（保険者）は、住民に身近な基礎的自治体として、率先して住民ニーズの把握に努めるとともに、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の実情に応じた地域包括ケア体制の構築に努める必要があります。

そのためには、地域ぐるみの健康づくりや介護予防を積極的に推進するとともに、在宅医療・介護連携を図るための体制整備、日常生活を支援する体制の整備、地域密着型サービスの基盤整備や多様な「住まい」の確保を推進することが必要です。

また、住民参加型の地域総合福祉を積極的に推進するとともに、多様な職種や機関との連携協働により高齢者や家族に対し必要な施策を包括的・継続的に提供できるよう、体制の整備を図る必要があります。

###### イ 相談・苦情処理体制の充実

市町村役場の担当窓口や保健センター、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等における相談体制を整備するとともに、その窓口の所在を明確にし、高齢者や家族の「知りたい」情報を適時適切に提供できるよう、きめ細かな情報提供体制を整備する必要があります。

市町村の窓口等に寄せられる苦情・相談については、国民健康保険団体連合会に報告し、連携して苦情等の処理にあたりるとともに、蓄積された苦情相談情報を積極的に活用し、各事業所のサービスの質の向上を図っていく必要があります。

###### ウ 介護保険制度の趣旨・仕組みの周知及び介護給付の適正化

今後、2025年に向け、介護保険の給付費・保険料ともに更なる増加・上昇が見込まれ、制度の持続可能性を維持していくことが大きな課題となっている中、介護サービス量と住民の保険料負担は比例する関係にあることについて、住民の理解を促進することが必要です。

このため、保険者は、介護保険料を負担していただく住民（被保険者）に対し、こうした介護保険制度の費用負担の仕組みや、サービス供給と給付額との関係等について十分な情報を提供し、「介護予防」や「介護サービス」への関心を高めるとともに、介護サービスが必要な方に適切に提供されるよう、サービス提供のあり方について常に改善を図ることが、今後、さらに必要となります。

また、過不足のない適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化により、

介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険制度を構築する観点から、これまで以上に厳しい目で施行状況をチェックするとともに、介護給付費適正化の取り組みを進めていく必要があります。

## ② 県の役割

県は、広域的自治体として、県民全体を対象とした制度の普及啓発等を行うほか、市町村（保険者）が実施する高齢者保健福祉施策の展開や介護保険の運営を後方支援するとともに、市町村（保険者）に対し、先進事例等に係る情報収集・提供、専門的・技術的な指導・助言や、広域的な観点からの調整を行います。

また、在宅医療や認知症高齢者施策など専門性の高い施策、新たな課題等に対応するモデル的な事業、保健・福祉人材の養成・確保、ICT活用の検討や導入支援等については、率先して取り組みます。

さらに、高齢者保健福祉施策が円滑に実施されるよう、市町村（保険者）やサービス事業者等の要望事項について、国等に対して積極的に働きかけを行います。

## (2) 高齢者自身の役割

日頃から常に健康の保持・増進に努め、若いときからの健康づくり、介護予防に自ら率先して取り組むことが重要です。

介護が必要な状態になっても、地域社会との接点を保ち続けられるよう、進んでリハビリに努めるなど、自らの有する能力をできる限り維持し、介護度の悪化防止に努めることが重要です。

また、意欲や能力に応じ、一人暮らし高齢者等の見守りや外出支援を自主的・主体的に行うなど、地域福祉活動の担い手として、積極的な役割が期待されます。

さらに、年齢にとらわれることなく、その意欲と能力に応じて、就労、ボランティア、社会活動、生涯学習、スポーツ、趣味活動など、可能な限り、社会とのつながりを持ち、生涯を通じていきいきと社会活動に参加し、自己実現を図るとともに積極的な社会的役割を担うことが期待されます。

## (3) サービス事業者等の役割

### ① サービス事業者の役割

サービス事業者や介護保険施設は、利用者の心身の状況等に応じた適切かつ質の高いサービス提供を行うとともに、自らが、サービス内容の情報提供、サービスの質の評価、資質向上のための研修を実施するほか、福祉サービス第三者評価や介護サービス情報の公表制度の積極的な活用や、利用者の苦情相談に対する迅速かつ適切な対応などを通じ、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める必要があります。

特に、介護保険施設については、サービス・処遇の向上、生活・療養環境の改善に努めるとともに、利用者の在宅復帰に向けた相談援助をきめ細かく行うことが必要です。

さらに、今後、少子化の進展等により介護人材の不足することが懸念されることから、従事者等にとって魅力ある就業環境づくりに努め、長期継続的な雇用を図ることが必要となります。

介護保険サービスに関係する事業者団体等にあつては、在宅介護の推進やサービスの質の向上に向けて、事業者間の相互連携、サービス相談、人材養成、良質な介護技術の普及に努める必要があります。また、地域福祉の向上の観点から、住民が行う地域福祉活動への協力やそれに対する技術的な支援等を行うことが期待されます。

## ② 民間企業等の役割

民間企業等においては、従業員の健康づくりや、定年年齢の引き上げ・継続雇用制度の導入等による高齢者が働きやすい環境づくりに努めるとともに、介護休業制度の普及と適切な運用や、従業員のボランティア活動等への参加に対する支援が期待されます。また、高齢者が利用しやすい商品や、利用者ニーズに即した福祉用具、介護機器等の開発をはじめ、ヘルスケア産業への積極的な取組みが期待されます。

さらに、地域包括ケアシステムの構築には、医療・介護関係者のみならず、民間企業も含めた多様な主体との連携協働が必要であり、地域包括ケアを支える地域づくりや、予防・生活支援・住まいに関する取組みに積極的に参画することが期待されます。

## (4) 地域における県民の役割

核家族化が進展し、高齢者の単身や夫婦のみ世帯も増加する中で、要介護高齢者等に対する見守りや外出支援など、高齢者や家族を地域で相互に支え合う福祉社会（地域総合福祉社会）づくりが、今後の大きな課題となっています。

こうした地域における福祉コミュニティを形成するためには、県民一人ひとりの役割が重要であり、県民自らが介護予防や認知症等について正しく理解し、自主的な活動を展開していく必要があります。

これからの地域総合福祉社会づくりでは、民生委員・児童委員など従来から地域福祉活動に関わってきた人達だけでなく、県民一人ひとりが、NPO・ボランティア活動等に自主的・主体的に参加するなど、「参加型」「対話型」の福祉コミュニティの形成に取り組むことが期待されます。

また、地域総合福祉活動コーディネーターを中心に、地区の集会施設や学校の空き教室等地域の既存資源を活用し、保健・医療・福祉関係者の連携を図るなど、「住民の、住民による、住民のための温かみのある地域福祉社会の形成」が求められています。

## (5) 関係団体の役割

### ① 国民健康保険団体連合会の役割

国民健康保険団体連合会は、サービス利用に関する苦情相談に対して迅速かつ適切に対応するとともに、介護給付の審査を通して、サービスの質の改善、向上を促すことが期待されています。

特に、利用者から寄せられた苦情相談については、サービス事業者や市町村（保険者）に対しフィードバックするとともに、苦情相談事例に基づき、サービスの質の向上につながる仕組みを積極的に検討、展開していく必要があります。

### ② 社会福祉協議会の役割

市町村社会福祉協議会は、地域に密着した相談・援助活動、情報提供活動やボランティア、住民との協働事業の取り組み、ケアネット活動のコーディネート、認知症高齢者等の見守り活動など、地域総合福祉の推進役としての役割が期待されています。

おおむね小学校区を単位とする地区社会福祉協議会は、地域総合福祉の拠点として、町内会、老人クラブ、婦人会、青年団、ボランティア団体等各種団体との連携協力、ケアネット活動の実施など、地域住民による「参加型」「対話型」の福祉コミュニティづくりを推進していくことが重要です。

また、このように地域福祉活動において中心的な役割を担う市町村社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が、「地域包括支援センター」が行う高齢者総合相談支援業務等と積極的に連携することで、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるよう効果的な支援を行うことが期待されています。

県社会福祉協議会は、行政と福祉関係団体との連絡調整や市町村社会福祉協議会に対するコンサルタント機能の充実に加え、ボランティア活動の支援や社会福祉従事者の人材養成、社会福祉事業の経営指導、利用者の権利擁護、苦情処理等の役割が期待されています。

## 2 計画の普及と進行管理

### (1) 計画の普及

県民参画により計画を推進していくためには、計画の内容が広く県民に理解されることが重要です。

このため、計画書の概要版の作成、マスメディア・インターネット等による周知、事業者団体等の研修や「出前県庁しごと談義」等あらゆる機会を通じて、広く県民への計画内容の周知に努めます。

また、計画に盛り込まれた施策や事業の内容とその進捗状況等について、積極的に情報を提供するとともに、介護保険制度の仕組み等について継続的に広報活動を行い、介護予防や在宅介護に対する県民の関心や意欲を高めるよう努めます。

### (2) 市町村等との連携による計画の実施

高齢者福祉圏域を超えた広域的な行政需要や共通の課題に適切に対処するため、県と市町村、さらには市町村相互が適切な役割分担のもとに協調と連携を強化し、一体となった施策の展開に努める必要があります。

このため、保険者会議や市町村担当課との連絡会議等により、積極的な情報提供、情報交換、技術的助言等に努め、各種施策の効果的な展開に努めます。

### (3) 計画の推進と進行管理

社会経済情勢の変化に機敏かつ柔軟に対応し、計画の的確な推進を図っていきます。社会経済の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行います。

また、計画の円滑な推進を図るため、策定後の情勢の変化と計画の実施状況等を毎年把握し、適切な進行管理を行います。なお、計画の実施状況等は、定期的に「富山県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」等に報告・公表します。

さらに、円滑な施策展開を図るため、必要に応じてサービス等の利用状況、実施状況等について調査を実施します。



作成中

## [ 卷 末 資 料 ]

- 策定の経過
- 富山県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 委員名簿
- 介護保険サービス用語解説
- 参考資料
  - 【参考1：介護保険制度の仕組み】
  - 【参考2：介護サービスの利用手続き】
  - 【参考3：介護保険制度の安定的な運営のために】
  - 【参考4：地域支援事業について】
  - 【参考5：「生活機能の維持・向上」について】
  - 【参考6：地域包括ケアシステムについて】

